



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

還暦を迎えた所長山下江のブログが士業ブログランキングで全国1位に！



去る4月11日、所長山下江が還暦を迎えました。写真は、カープ侍などのキャラクター甲冑を製作する株式会社雅流の還暦祝い用の甲冑を着用した山下江です。その後18日に、山下江のブログが、にほんブログ村の士業ブログランキング (参加者3078名) で全国1位になりました。これも皆様のご支援の賜物と心より

感謝申し上げます。ブログでは、弁護士を身近に感じていただこうと、仕事を離れて日々の雑感や日常生活を綴っています。引き続き変わらぬご支援のほどよろしくお願いいたします。

広島発！弁護士・山下江の「なやみよまるく」 情報提供

山下江法律事務所(広島)の相談専用フリーダイヤル0120-7834-09をブログタイトルとしました。

最新記事 04/17 06:07 亀の甲羅干し / 感謝！KKCで詳しくは山下江のブログ「なやみよまるく」
4/5「還暦祝いに赤の甲冑！！」
4/19「弁護士・士業ともブログ全国1位」

弁護士 ON・OFF 第12回

弁護士 上土井 幸始

事務所旅行で、シンガポールに行ってきました。普段はなかなかまとまった休みがとれず、海外旅行に行くことはできないので、私にとっては年に一度の楽しみということになります。

とはいっても、全く事前調査を怠っていたため、どこにどのような観光名所があるのかもわかりません。結局、他の人についてまわるだけになってしまいました。やはり、旅行慣れしていないと、こういうことになってしまいますね。

シンガポールでの宿泊先は、マリーナ・ベイ・サンズでした。55階建ての3つのタワーの上に、大きな船のような形をしたプールが乗っているあのホテルです。みなさんも、どこかでご覧になったことがあるのではないのでしょうか。ここに泊まるからには、やはりプールに行ってお写真を撮らなければ！ということで、観光スケジュールの間を縫って屋上に上がってみると、激しいスコールで使用禁止。なんとか最終日の朝食前に時間をつくり、まだ水温の低いプールに飛び込み、青い唇をし

た写真をゲットしました。

シンガポールは、国土こそ小さいですが、最新の技術を駆使した建物と、ラッフルズホテルをはじめとした、伝統的な建築物がうまく融合し、とても魅力的な国でした。そして、なにより、観光や中継貿易のおかげで景気がよいことを反映し、国民も元気で、街中に超高級車が走り回る、とにかく活気にあふれる国でした。

治安も良く、このまま長期間滞在したいとも思いましたが、夢のような時間は、短いからこそ良



い思い出になるのかもしれない。

ただ、日頃のストレスも吹っ飛び、良い気分です。日本に戻ってきたのも束の間、すでにもう次の事務所旅行が恋しくなっている自分がいます…。

定番のマーライオン前にて



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第12回

注意すべき消滅時効

民法には時効の制度として、消滅時効と取得時効の制度があります。前者は、一定期間権利を行使しないことによってその権利が失われる場合、後者は、逆に権利が取得できる場合を言います。

こうした時効の制度が設けられた理由は以下の3点にあります。①取引の安全です。永年事実状態が継続すれば、社会はそれを正当なものと信頼し、そのうえに法律関係を積み重ねることになります。それを後日覆すことは法的安定性を害します。②立証の困難性です。時の経過により真実確認のための証拠が散逸してしまいます。③「権利の上に眠る者」保護せず。永年権利を行使せず、いわば権利の上に眠るような者は法的に保護する必要なしということです。

注意すべき消滅時効の年数

企業法務において特に注意しなければならないのは、消滅時効です。「民事10年、商事5年」「飲み屋1年、商品2年、請負3年」と覚えていただければと思います。詳しくは以下。



(1) 1年

家事使用人の給料、大工や職人などの手間賃、芸人のギャラ、運送賃、ホテル・旅館の宿泊費、飲食代、ビデオなど動産のレンタル料等

(2) 2年

商品販売代金（注意：商事債権は一般的には5年ですが、これは2年です。商法522条）、学校・塾の授業料、弁護士や公証人の報酬債権等、労働者の給料（労働基準法、なお退職金は5年）

(3) 3年

医師・産婆・薬剤師の職務上の債権、建築工事などの請負代金、不法行為（交通事故、医療過誤、慰謝料）による損害賠償請求権

(4) 5年

家賃、地代、上記以外の商事債権（会社の行為はすべて）

(5) 10年

上記以外の一般の債権、債務不履行による損害賠償請求権、確定判決

(6) 使い分け

実際の事案においては、どれかの消滅時効が成立しそうでも、他の法律構成により時効問題をクリアすることができる場合があります。例えば、相手方の不法行為により損害を受けた場合は、同損害賠償請求権の時効は3年ですから、すでに3年を経過している場合は相手方に消滅時効を主張される可能性があります。しかし、その損害が契約上の債務不履行によるものとも法律構成できる場合には、同損害賠償請求権の時効は10年ですから、



当方としてはこれを主張すれば消滅時効問題をクリアできることになります。

時効は自動的に発生するか

否です。権利者による援用（権利のある者が、その旨主張すること）が必要です。例えば、相手方が商品代金を支払わずに2年以上経過していても、即消滅時効にかかっているとは言えません。相手方が「消滅時効を援用する」と主張して初めて、当方の代金請求権が消滅することになります。

請求書を送り続けていれば時効は中断するか

否です。裁判外の請求は6か月以内に裁判上の請求をしない限り中断しません

その他「差押・仮差押・仮処分」「債務承認」により時効を中断させることができます。債務承認の一例。100万円の商品代金債権が2年を経過しても支払ってもらえない場合、内金として1000円を支払ってもらい、領収書に〇〇という商品代金100万円の一部として受け取った旨、そして日付も明記。領収書のコピーを取っておく。こうすれば、相手方は債務承認したことになり時効中断となります。

事務局コラム 第12回 「事務所旅行 IN シンガポール」 T. E

今年の事務所旅行で、シンガポールへ行かせていただきました。

車でなら約2時間で一周でき、まっすぐ走ると30分で海に落ちちゃうという、そんな小さな国に暮らす人約5百万人、人口密度は世界2位、と聞くとなんだか酸欠になりそうですが、どこに行ってもまったく息苦しさを感じません。むしろ日本よりずっと空間が広くて、いい匂いがして、とても緑豊かで、清潔で、そのうえ蚊がいないという、とても快適な風土。おかげで暑さもそれほど気になりませんでした（日本の夏のあの異様な蒸し暑さは東南アジア以上なのかもしれません）。もちろんこの国の厳しい公衆政策（ゴミのポイ捨て罰金、トイレを流さないと罰金、土の見えるところには緑を植えないと罰金など）もあってのことと思いますが、どこをとっても美観地区、絵になる街並みばかりでした。

少し前までは、マレー半島の先端に点を打ったところにある東南アジア一豊かな国、くらいにしか知らなかったシンガポールは、綺麗で洗練された大都会に、多国籍なムードとエンターテインメント、リゾートもが調和している、まるで博覧会のような、とても魅力的な国でした。



マーライオンとマリーナベイサンズ



法律事情なう

◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月の第4木曜日 18:30より、2時間の企業法務セミナーを開催します。参加者は、1 カ月以内に 1 時間の無料法律相談が可能です。是非、この機会にご参加ください。

・第5回:5月24日(木) 講師 弁護士 山下江
「役に立つ債権回収の法律実務」

債権をどのように回収すればいいかは、会社経営にとってとても重要なことです。債権回収の手法につき、実践的な観点から解説します。

日時:平成24年5月24日(木)18:30~20:30

会場:広島パシフィックホテル(中区上八丁堀 8-16)

受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1 名様につき 5,000円

☞詳細は、当事務所ホームページ(トップ>お知らせ>企業法務セミナー情報)をご参照ください。

・第6回:9月27日(木) 講師 弁護士 田中伸
「契約書作成について」

◆ひろしま中央行政書士事務所と業務提携

このたび、ひろしま中央行政書士事務所(中区西白島町 16-17、崎田和伸代表・行政書士)と業務提携をしました。同事務所は、広島県内最大の行政書士事務所で、許認可申請の代理業務などで数多くの実績があります。

☞詳細は、当事務所企業法務サイト>マスコミ・連載をご参照ください。

◆広島経済活性化推進倶楽部交流会のご案内

NPO法人広島経済活性化推進倶楽部(略称K KC、理事長山下江)が、第18回起業家・投資家・専門家「お見合い」交流会を6月16日(土)に開催いたします。詳しくは同封チラシをご参照ください。

◆アーティスト「山口亜由美」後援会発足

KAIRO Vol.9 の事務局コラムでもお伝えした経営企画部長山口の NY でのデビューに当たり、後援会が発足。去る3月3日に発足パーティーで作品を披露しました。当日は、おかげさまで約80名の方々にご参集いただき、山口の門出を祝うことができました。後援会入会のお問合せは、当事務所沖村までお願いいたします。



詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>

3/4「盛況!『山口亜由美』後援会スタート!」

◆NPO 法人美術品保全機構(略称 WPO)

所長の山下江と経営企画部長山口亜由美が理事を務める WPO では、去る4月17日、東北の被災地へ絵画を贈るためのミニコンサートを開催、110枚の書画をご寄贈いただきました。

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>

4/18「東北へ110枚の絵画大集合!」



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間:平日 9時~18時

TEL: ^{ナビダイヤル}0570-008450 / ^{やましたこう}FAX: ^{ナビダイヤル}0570-008455

電話受付:年中無休 7時~24時

相談時間:月曜 9時~21時(夜間相談有り)、火曜~金曜 9時~18時、土曜10時~17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付:年中無休24時間対応